

# 譲与契約書

譲与物品 譲与物品一覧のとおり  
指定用途 取扱説明書に記載と通りの使用方法で保険診療に用いる

上記の物品の譲渡について、譲与者 地方独立行政法人 長崎市立病院機構（以下「甲」という。）  
と譲受者 （以下「乙」という。）は、次の条件により契約を締結する。

（所有権の移転）

第1条 譲与物品の所有権は、この契約を締結したとき甲から乙に移転する。

（用途の指定等）

第2条 乙は、譲与物品を頭書に定める用途以外に使用してはならないものとする。

（引渡し）

第3条 譲与物品の引渡しは、第1条に定める所有権移転後に甲乙双方が協議して定める日に、甲乙立会いのうえ引渡しを行うものとする。

2 譲与物品の移転にかかる費用については乙の負担とする。

（瑕疵担保）

第4条 甲は、この契約の締結後は、譲与物品についての瑕疵担保の責任を負わない。

（危険負担）

第5条 乙は、この契約締結後、譲与物品が天災、その他乙の責に帰することができない事由により滅失し、または毀損した場合においても甲に対し損害の賠償を請求しない。

（権利の譲渡及び転貸等の禁止）

第6条 乙は、譲与物品を転売、第三者に譲与、権利もしくは担保権設定等の行為をしてはならない。

（使用状況の調査）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、譲与物品の使用状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、催告を要せずこの契約を解除することができる。

(返還等)

第9条 乙は、第8条の定めにより甲がこの契約を解除した場合において、甲の指示に従い、乙の費用で遅滞なく譲与物品を甲に引き渡さなければならない。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

平成28年 月 日

甲 長崎市新地町6-39  
地方独立行政法人 長崎市立病院機構  
理事長 兼松 隆之

乙